

## 稻美町配水場及び処理場で使用する電力調達仕様書

この仕様書は、稻美町配水場及び処理場で使用する電力の供給について定めたものである。

### 1. 供給対象

- (1) 対象施設 別表 1 のとおり
- (2) 供給場所 別表 1 のとおり

### 2. 受電設備の概要

別表 1 のとおり

### 3. 予定契約電力及び予定使用電力量

- (1) 予定契約電力 別表 2 のとおり
- (2) 予定使用電力量 別表 2 のとおり

※予定使用電力量は過去の実績から算出した入札額積算用の参考数量であり、実際の使用量を担保するものではない。

### 4. 供給期間

令和 8 年 4 月 1 日 0 時から令和 10 年 3 月 31 日 24 時までとする。

### 5. 供給期間中の各月の電力使用計画

別表 2 のとおり

### 6. 需給地点

別表 1 のとおり

### 7. 電気工作物の財産分界点

需給地点と同じとする。ただし、取引用計量装置は、一般電気事業者の所有とする。

### 8. 保安責任分界点

電気工作物の財産分界点と同じとする。

### 9. 供給の方法

対象施設で使用する電気を需要に応じて全量供給するものとする。

### 10. 検針日及び計量

- (1) 検針日は毎月 1 日とし、1 日に検針を行うことができない場合は、翌日以後に行うものとする。
- (2) 計量は、計量装置により記録された値によるものとする。

なお、使用電力量の単位は、1kWh とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入または切り捨てとする。

## 11. 料金体系

### (1) 別表 1 の No. 1、No. 2、No. 3、No. 4、No. 6

電気料金は、基本料金と電力量料金（重負荷時間、昼間時間、夜間時間）に基づく二部料金制とする。

### (2) 別表 1 の No. 5

基本料金と電力量料金（夏季と夏季以外）に基づく二部料金制とする。

## 12. 力率

その 1 月のうち毎日 8 時から 22 時までの時間における平均力率とし、その算定式は、次のとおりとする。

なお、単位は、パーセント(%)とし、小数点以下第 1 位を四捨五入する。ただし、瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は 100%とする。

### 【算定式】

$$\text{平均力率(%)} = \text{有効電力量} \div \sqrt{ \{ (\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2 \} } \times 100$$

## 13. 燃料費調整額

- (1) 契約期間内に原油等の価格変動があり、発電コストが変動した場合において、社会的に単価調整の必要性があると認められる時は、入札時の電力量料金の単価を調整するものとする。
- (2) 電力量料金について燃料費調整を行う場合には、需要場所を電力供給区域に含む一般電気事業者の適用する燃料費調整単価による調整を行うものとする。なお、入札金額の算定にあたっては、燃料費調整は含まないものとする。
- (3) 燃料費調整額とは、一定期間内の発電コストの変動に伴い、各社の基準となる電力量単価に修正を加えるべき増減分を意味し、その算定方法については、落札後に締結する電力調達契約書で定めることとする。

## 14. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づくものとする。なお、入札金額の算定にあたっては、再生可能エネルギー発電促進賦課金は含まないものとする。

## 15. 支払方法

1 月ごとに、電力供給会社からの請求に基づき、当該請求書（紙媒体）が適法であると認められる場合は、検針日の翌日から起算して 30 日以内にその電気料金を支払うこととする。

なお、支払い手続きに日数を要するので、検針の翌日から原則として 8 日以内にその請求を行うこと。

## 16. 料金の算定

各月ごとの契約電力（その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値をいう。以下同じ。）及び使用電力量等により算定するものとする。

(2) 電気料金は、次のアからエまでに掲げる料金を合算した額とする。また、入札価格の算定にあたっては、消費税率10%とした単価を用いること。

なお、力率の変動その他の要因による基本料金単価等の調整及び仕様書に定めのない他の供給条件については、当該地区を管轄する一般電気事業者が定める特定規模需要の標準供給条件に基づいて協議し、決定するものとする。

### ア 基本料金

契約電力、基本料金単価及び力率を用いて次に定める算式により算出する。

$$\cdot \text{基本料金} = \text{契約電力} \times \text{基本料金単価} \times (1.85 - \text{力率}/100)$$

### イ 電力量料金

使用電力量、電力量料金単価及び燃料費調整単価を用いて次に定める算式により算出する。

なお、燃料費調整単価は、当該地域を管轄する一般電気事業者が採用する額とする。

$$\cdot \text{電力量料金} = \text{使用電力量} \times (\text{電力量料金単価} + \text{燃料費調整単価})$$

### ウ 再生可能エネルギー発電促進賦課金

当該地域を所轄する一般電気事業者が定める特定規模需要電気供給条件による。

### エ その他

アンシラリーサービス料金、自家発補給電力に係る料金、割引料金等

## 17. 電気の安定供給

電気の安定供給を図ること。

電力供給側の事故や災害により、稻美町配水場及び処理場への電力供給が停止した場合は、業務に支障が生じることがないよう、予備の発電設備又は他の電気事業者からの電力を確保すること。

## 18. 電気の供給を中止または制限したときの料金割引

電気の供給を中止または制限したときは、料金割引をすること。割引の対象及び率については、落札後締結する電力調達契約書において定める。ただし、発注者の責めとなる理由による場合は除く。

## 19. 入札について

(1) 入札価格算定時の力率は100%とすること。

(2) 入札価格算定時には、燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないこと。

(3) アンシラリーサービス料金

系統連係設備に係るアンシラリーサービス料金を要する場合は、アンシラリーサービス料金を入札金額に含めること。

(4) 自家発補給電力

自家発補給電力がある施設について、基本料金、電力量料金等が必要となる場合は、その料金を入札金額に含めること。

(5) 蓄熱設備

蓄熱設備を使用することにより蓄熱割引がある場合は、蓄熱割引電力量料金を入札金額に含めること。

蓄熱設備について、受注者が契約において料金の評価を行う場合は、供給者の負担により、蓄熱専用計量を確保するものとする。

(6) 固有割引

電力の供給に関し、割引料金の適用がある場合については、その割引額を入札金額に含めること。

## 20. その他

(1) 事故等が発生した場合の連絡体制を確立させておくとともに、本町が指定する連絡先へ指示及び報告ができるようにしておくこと。

(2) 供給実施に際しての条件等詳細については、落札後締結する電力調達契約書において定める。

(3) 契約期間中における予定使用電力量を契約年間電力量とし、年間の実績使用量が契約年間使用量に対し、一定の水準に達しない場合でも料金の追加請求を行わないこと。

(4) 料金その他を計算する場合の端数処理は、次のとおりとする。

ア 合計金額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下は切り捨てる。

イ 消費税及び地方消費税相当額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を四捨五入または切り捨てる。

(5) 消費税率の改定など社会情勢に変化があった場合は、協議の上、変更できるものとする。

(6) 本電力調達については、令和8年度および令和9年度予算の成立を前提に行うものであり、契約締結後、予算が成立しなかった場合、並びに当該契約に係る歳出予算の減額又は削減があった場合は、当該契約を解除又は変更することがある。